1. 対応方針別表1の該当部分

番号	409
事項名	地方公務員の臨時的任用期間の延長
	地方公務員の臨時的任用期間は現行6ヶ月以内で、1回に限り更新が認められているが、特区において、その任用期間の延長について、必要な範囲内で措置する。

2. 基本方針別表1に記載する内容

2. 基本万針別表1	に記載する内容
特定事業の名称	地方公務員に係る臨時的任用事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべ	地方公務員法第22条第2項から第5項まで
き法令等の名称及	
び条項	
特例措置を講ずべ	地方公務員の臨時的任用期間は現行6ヶ月以内で、1回に限り更新をするこ
き法令等の現行規	とができる。
定	
特例措置の内容	1 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、次の①~③
	に掲げる場合のいずれかに該当し、又は該当すると見込まれるため臨時的任
	用を行うことが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を
	受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る職について次の①~③
	に掲げる場合に行う臨時的任用については、地方公務員法(昭和二十五年法
	律第二百六十一号)第二十二条第二項から第五項までの規定は、適用しない
	こととする。
	① 当該地方公共団体がその職務の遂行について資格要件を必要とする職
	について地方公務員法第二十二条第二項又は第五項の規定に基づく臨時的
	任用を行っている場合において、当該構造改革特別区域における人材の需給
	状況等にかんがみ、同条第二項後段又は第五項後段の規定により更新され
	た任用の期間の満了の際現に任用している職員以外の者をその職に任用す
	ることが困難であるとき。
	② 当該地方公共団体が特定の分野に関する職務に職員を従事させることに
	より、当該職員の資質の向上が図られ、ひいては当該構造改革特別区域にお
	ける当該特定の分野に係る人材の育成が図られると認められる場合におい
	て、当該職務に係る職について一年を超えて臨時的任用を行うことが必要で
	あるとき。
	③ 当該構造改革特別区域における住民の生活の向上、行政の効率化等を
	図るために行う当該構造改革特別区域における当該地方公共団体の事務及
	び事業の見直しに応じた業務量の一時的な変化により生ずる職制又は定数
	の改廃等に効率的かつ機動的に対処する必要がある場合において、その職
	について一年を超えて臨時的任用を行うことが特に必要であるとき。

特例措置の内容

2 上記1の規定により認定を受けた地方公共団体であって人事委員会を置くものにおいては、任命権者(地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。)は、人事委員会規則で定めるところにより、当該認定に係る職について、人事委員会の承認を得て、六月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、その任用は、人事委員会の承認を得て、採用した日(その職に同法第二十二条第二項の規定に基づき臨時的任用をされている職員をこの規定に基づき引き続き任用する場合にあっては、同条第二項の規定に基づき採用した日)から三年を超えない範囲内に限り、六月を超えない期間で更新することができる。ただし、上記1の①~③に掲げる場合に該当しないときは、更新することはできない。3 上記2の場合において、人事委員会は、必要に応じ、臨時的任用につき、任用される者の資格要件を定めるものとする。

- 4 人事委員会は、上記2、3の規定に違反する臨時的任用を取り消すことができる。
- 5 上記1の認定を受けた地方公共団体であって人事委員会を置かないものにおいては、任命権者は、当該認定に係る職について、六月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、その任用は、採用した日(その職に地方公務員法第二十二条第五項の規定に基づき臨時的任用をされている職員をこの規定に基づき引き続き任用する場合にあっては、同条第五項の規定に基づき採用した日)から三年を超えない範囲内に限り、六月を超えない期間で更新することができる。ただし、上記1の①~③に掲げる場合に該当しないときは、更新することはできない。
- 6 上記1の認定を申請する地方公共団体においては、任命権者は、上記2又は上記5の規定による臨時的任用の適正な実施を確保するため、当該臨時的任用の状況の公表その他の必要な措置を講ずるものとする。

同意の要件

特になし

特例措置に伴い

特になし

必要となる手続き

※本特例措置を内容とする「構造改革特別区域法の一部を改正する法律案」を第156回国会に提出しているところ。

1. 対応方針別表1の該当部分

11 717073 2173120	14
番号	410
事項名	ロケット打上げ射場における衛星機能確認のための無線通信の免許手続き の簡素化
規制の特例措置 の概要	ロケット打上げ射場における国内衛星の打ち上げ前の機能確認に係る無線局免許手続きについて、人工衛星の無線局免許手続きを省略するとともに、地上実験設備(無線局)についてはロケット打上げ計画に沿った長期的な使用を可能とする。

2. 基本方針別表1に記載する内容

2. 基本力針別衣	1~記載する内谷
特定事業の名称	国内衛星の地上での無線通信免許手続き簡素化事業
措置区分	訓令
特例措置を講ずべ	電波法関係審査基準
き法令等の名称及	
び条項	
特例措置を講ずべ	人工衛星に設置される無線局については、宇宙空間での使用及び予め地上
き法令等の現行規	で行われる打ち上げ前の機能確認のために、それぞれ無線局免許手続きが
定	必要である。また、人工衛星の機能を確認する際に使用される地上に設置さ
	れる確認用の無線局(実験局)は、個々の人工衛星毎に無線局免許を取得す
	る必要がある。
特例措置の内容	宇宙空間で使用する国内の人工衛星の無線局について、既存無線局との
	混信保護条件を満たす場合には、当該無線局の予備免許の段階で、打上
	げ前の機能確認のために通信を行うことを可能とし、当該機能確認のた
	めの通信に係る無線局免許手続きを不要とする。また、人工衛星の機能
	を確認する際に使用される地上に設置される確認用無線局(実験局)に
	ついては、ロケットの打ち上げ計画に沿って継続的に使用するもので
	あって、同様に既存無線局との混信保護条件を満たす場合には、5年を
	限度として、個々の人工衛星毎の免許取得によらず、当該ロケットの打
	ち上げ計画に沿った期間の長期的な使用を可能とする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い	特になし
必要となる手続き	